

福監査第162号
平成16年8月17日

請求人 児嶋 研二 外4名 様

福岡市監査委員 浜 地 輝 一
同 星 野 美 恵 子
同 高 橋 宏 和
同 上 野 寛

住民監査請求について（通知）

平成16年6月22日付で提出を受けた住民監査請求について、地方自治法第242条第4項の規定により監査を行ったので、同項の規定により、その結果を次のとおり通知します。

第1 住民監査請求書（福岡市職員措置請求書）の提出について

1 住民監査請求の内容等

(1) 請求人

氏名 児嶋 研二 氏 外4名

(2) 請求日

平成16年6月22日

(3) 住民監査請求の要旨

財団法人 福岡市健康づくり財団が事務局を担当している「第6回シティウオーク in ふくおか実行委員会」が主催し、平成16年3月14日に開催された「第6回シティウオーク in ふくおか」に対して福岡市は平成15年度に負担金850万円を

交付している。実行委員会の収支計算書によると福岡ドームの「借上料」415万5千円「会場光熱水費等」166万3657円「企画運営委託費」172万9195円の合計792万7852円が支出されている。

第1回シティウオークは今津運動公園で開催され、第2回から第5回までは福岡ドームで開催されたがドームの借上料は無料であった。福岡市及び近郊で最近行われたウオ - キング大会はすべて野外公園を会場にして開催されている。

第6回シティウオークでは、出発の式典と各種イベントが福岡ドーム内部で行われているが、参加者がウオ - キング中にはドームは全く使用されず、イベントもテントの設営で十分対応できるものであり、約792万円の税金を投入して福岡ドームで行われなければならない合理的な理由は全くない。

ドームの使用料が無料であった平成14年度の福岡市負担金は300万円であった。「第6回シティウオーク in ふくおか実行委員会」は平成15年11月にはじめて開催されているにもかかわらず、福岡市はドームを有料を使用することを前提とした予算請求を行ない負担金850万円が決定されている。福岡市長による当該補助金の支出については地方自治法第2条14項の「最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に違反するもので、違法かつ不当な公金の支出に当る。よって監査委員は福岡市長に対して、福岡ドームの「借上料」「会場光熱水費等」「企画運営委託費」の792万7852円を返還するように勧告することを求める。地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

(原文のまま記載)

(4) 事実証明書

ア 事業実績報告書

イ 第6回シティウオーク in ふくおか実施報告

ウ 第6回シティウオーク in ふくおか 収支計算書

エ 『第6回シティウオーク in ふくおか』実行委員会規約

オ 「請求書」

カ 「御見積書」

2 補正

平成16年7月2日付福監査第110号にて、平成16年6月22日に住民監査請求を行った児嶋研二氏外4名(以下、「請求人」という。)に対し、福岡市職員措置請求書の補正についての通知を行った。平成16年7月12日に請求人代表として、児嶋研二氏より以下の補正がなされた。

1、「対象とする職員」について、福岡市長から委任を受けた、公金支出の決裁権者、公金支出手続きを行った担当職員らである。

2、「違法不当な行為」と「本市の損害」について、

福岡市長から委任を受けた公金支出の決裁権者は、第5回まで福岡ド - ムの使用料は

無料であったが、第6回より有料となったためド・ム使用料分の550万円の補助金増額を決定した。参加者がウオ・キング中にはド・ムはほとんど利用されず、ほとんど参加者のいないイベントもテントの設営で十分対応できるものである。高額な使用料を払わずに公園を利用してテントを張るなどの開催方法について、比較検討を怠り補助金増額を決定した。

福岡市及び近郊で最近行われた同種のウオ・キング大会はすべて野外公園を会場にして開催されている。4月18日久留米つつじマ・チは、筑後川河川敷、4月29日第2回緑の健康ウオ・クは、かしいかえん、4月ピンクリボンウオ・クは、舞鶴公園、大濠公園で開催されている。いずれもド・ムのような大型の会場で行われたものはない。担当の保健予防課によるとド・ムを利用する理由は「雨が降ったときのため。

参加者を待つ人たちのため。イベントを行うため」と主張している。しかし、他のウオ・キング大会と同様にテントを張るなどで対応できることであり、500万円の会場使用料を払うことについての費用対効果を検討しておらず当該補助金の支出については、地方自治法第2条14項の「最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に違反するもので、違法かつ不当な公金の支出に当り、不必要な公金の支出により福岡市は損害を受けたものである。

3、「必要な措置」について

福岡市長に対して、公金支出の決裁権者、公金支出手続を行った担当職員らに、支出した792万7852円と、公園を利用してテントなどによる他のウオ・キング大会の同程度の会場設営等の費用との差額について損害賠償を求めるなどの損害を補填するための措置を講じるよう勧告することを求めるものである

4、金額について、6月22日付住民監査請求書への転記ミスによるもので、正しくは添付資料どおり、「収支計算書によると福岡ド・ムの「借上料」451万5千円「会場光熱水費等」166万3657円「企画運営委託費」174万9195円の合計792万7852円が支出されている。」である。以上

(原文のまま記載)

3 請求人に対する証拠の提出及び陳述の機会の付与

平成16年7月13日に請求人の児嶋研二氏から陳述を受けるとともに、「6月22日付け福岡市職員措置請求に関する陳述書」と題する書面の提出を受けた。

また、同日に以下の新たな証拠の提出を受けた。

- (1) 歳出予算要求書総括
- (2) 歳出予算要求書
- (3) 「第6回シティウォーク in ふくおか」の開催
- (4) 公文書非公開決定通知書
- (5) 第5回シティウォーク in ふくおか 予算書(案)
- (6) 平成16年4月19日付讀賣新聞記事欄
- (7) 平成16年4月24日付毎日新聞広告欄

第2 要件審査

請求人から、平成16年6月22日付で提起があった住民監査請求は、平成16年7月12日に請求人代表児嶋研二氏より補正書の提出を受け、住民監査請求の要件を満たしているものとして、監査を実施することとした。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

平成16年6月22日提出の住民監査請求における、「第6回シティウォーク in ふくおか」実行委員会（以下、「実行委員会」という。）に対する負担金（以下、「本件負担金」という。）の支出を監査対象とした。

2 着眼点

以下の着眼点を踏まえ、監査を実施した。

- (1) 本件負担金の支出に関し、違法又は不当な点がないか。
- (2) 決裁権限を有する職員の違法又は不当な行為によって、市の損害が発生しているか。または、発生するおそれがあるか。

3 事情聴取

(1) 概況聴取

平成16年7月13日に、保健福祉局及び「第6回シティウォーク in ふくおか」実行委員会事務局（以下、「実行委員会事務局」という。）に対し、概況聴取を行った。

(2) 個別聴取

平成16年7月29日に、保健福祉局保健医療部長（以下、「保健医療部長」という。）に対し個別聴取を行った。

(3) 関係人聴取

- ア 保健福祉局保健医療部保健予防課（以下、「保健予防課」という。）関係職員 4名
- イ 実行委員会事務局関係職員 3名

第4 監査の結果

請求人の請求については、理由がないものと認め、これを棄却する。

以下、事実関係、事情聴取の結果及び監査委員の判断について述べる。

1 事実関係

監査対象事項に関する事実関係については、次のとおりである。

- 平成13年12月20日 「「福岡ドーム公共使用に関する覚書」の廃止のお願い」と題する文書が株式会社福岡ダイエー・リアル・エステート代表取締役社長名で福岡市長あてに送付されている。
- 平成14年10月15日付 保健予防課において、本件負担金に係る歳出予算要求書が作成されている。その内容としては、運営費負担3,000千円及び福岡ドーム利用相当額6,000千円とするものであった。
- 平成14年11月13日付 保健福祉局の本件負担金に係る歳出予算要求書が作成されている。その内容としては運営費負担3,000千円とするものであった。
- 平成14年11月21日 福岡ドーム有料化に伴う使用料等について、財団法人福岡市健康づくり財団（以下、「(財)福岡市健康づくり財団」という。）へ予算措置を依頼する旨の「福岡ドームの公共利用について（依頼）」と題する文書が福岡市市民局スポーツ振興課長名で（財）福岡市健康づくり財団総務課長あてに送付されている。
- 平成15年 1月15日付 保健福祉局の歳出予算要求に対して財政課長の査定が行われ、運営費負担の3,000千円の要求に対して、2,500千円とする旨の記載が見られる。
- 平成15年 1月16日付 保健福祉局において、財政局長に対する予算の復活要求を行うための調書が作成されている。その中の記載において、大会運営経費として、2,500千円を3,000千円とし、福岡ドーム使用料として6,000千円とする旨の記述が認められる。
- 平成15年 1月27日付 保健福祉局において、上記復活要求に対する財政局長の査定を受けた調書が作成されている。その中の記載において、大会運営経費として8,500千円とする記述が認められる。

平成15年 2月19日	市議会の平成15年度第2回定例会において、実行委員会負担金8,500千円を含めた平成15年度一般会計予算案が議案に提案されている。
平成15年 2月22日	「第5回シティウォーク in 福岡」が開催されている。
平成15年 2月27日 及び同月28日	条例予算特別委員会第2分科会において、本件負担金に関し「健康づくり推進事業費」として説明されている。
平成15年3月7日	条例予算特別委員会総会において、本件負担金に係る「健康づくり推進事業費」を含めた一般会計予算案が可決されている。
平成15年3月10日	福岡市議会平成15年第2回定例会本会議において、上記一般会計予算案が可決されている。
平成15年11月12日	「第6回シティウォーク in 福岡」実行委員会が開催され、規約の制定、役員を選出、実施要項、予算等が審議され承認されている。
平成15年11月19日	実行委員会から福岡市長あてに、8,500千円についての負担金交付申請書が提出されている。
平成15年12月15日	保健医療部長の決裁により、福岡市長名で実行委員会に対し、8,500千円についての負担金交付決定通知書が送付されている。
平成15年12月26日	福岡市から実行委員会に対し、前金払いで請求額と同額の8,500千円が本件負担金として全額支出されている。
平成16年 3月14日	「第6回シティウォーク in 福岡」が福岡ドームで開催されている。
平成16年 3月31日	実行委員会から福岡市長あてに、実施報告及び収支決算書等を添付して、本件負担金を確定させるための事業実績報告書が提出されている。
平成16年 3月31日	保健医療部長の決裁により、福岡市長名で、実行委員会に対し、本件負担金を8,500千円とする旨の確定通知書が送付されている。

2 事情聴取の結果

上記1の事実関係に関して、概況説明、個別聴取、関係人聴取を行った結果、次のとおりである。

- (1) 「第6回シティウォーク in ふくおか」の開催に至る経緯と開催状況について
第1回から第6回までの「シティウォーク in ふくおか」の開催に至る経緯と開催状況については、以下のとおりである。

ア 「シティウォーク in ふくおか」について

「シティウォーク in ふくおか」は、身近で手軽な健康運動（有酸素運動）として推奨されている「歩く」ことを再認識するため、「歩くことは健康づくりの出発点」をキャッチフレーズに、平成7年度から平成9年度にかけて四回開催されたウォーキング大会を引継ぎ、平成10年度からは、自発的に活動してきたウォーキンググループが集結して、「福岡健康ウォークの会」を発足させ、その会を中心にして実施する市民が運営する市民のためのウォーキングイベントとして「シティウォーク」と銘打ち、平成11年3月に第1回を開催し、その後毎年開催され、参加者数を除々に増やししながら、将来的には、「市民1万人ウォーキング大会」の実施を目指している。

イ 「シティウォーク in ふくおか」の実施機関と事務局

第1回から第6回までに開催された「シティウォーク in ふくおか」において、毎回「福岡健康ウォークの会」を中心に実施機関として実行委員会（別添資料2『第6回シティウォーク in ふくおか』実行委員会規約参照）が組織されている。

実行委員会の事務局は毎回、（財）福岡市健康づくり財団に置かれている。

ウ 「シティウォーク in ふくおか」の開催状況

過去における「シティウォーク in ふくおか」の開催状況については、次のとおりである。

回数	開催日	会場	参加人員
第1回	11.03.14(日)	今津運動公園	2,479人
第2回	12.03.12(日)	福岡ドーム	3,046人
第3回	13.03.18(日)	福岡ドーム	2,834人
第4回	14.03.17(日)	福岡ドーム	3,281人
第5回	15.02.22(土)	福岡ドーム	2,620人
第6回	16.03.14(日)	福岡ドーム	2,742人

エ 福岡市における「シティウォーク in ぶんおか」の位置付け

「シティウォーク in ぶんおか」については、「健康日本21福岡市計画」の中で歩く健康づくりの中核事業・シンボル事業として位置づけており、本市が健康づくり事業を展開する上で極めて有意義な事業であると位置づけている。

市としては、本大会を開催するために必要な予算額から参加費収入、その他の収入を差し引いて、不足する経費について本市が負担するという考え方を基本的に持っている。

(2) 「第6回シティウォーク in ぶんおか」の実施状況について

「第6回シティウォーク in ぶんおか」の実施状況については、次のとおりである。

ア 実施報告の概要

(ア) 目的 身近で手軽な健康運動（有酸素運動）として推奨されている「歩く」ことを再認識するため、「歩くことは健康づくりの出発点」をキャッチフレーズに、平成10年度から本格的なウォーキング大会「シティウォーク in ぶんおか」を開催。

(イ) 主催 第6回シティウォーク in ぶんおか実行委員会

(ロ) 共催 福岡健康ウォークの会、福岡市、(財)福岡市健康づくり財団

(ハ) 後援 福岡市教育委員会、(財)福岡市スポーツ振興事業団、(財)福岡市体育協会、福岡市レクリエーション協会、福岡市食生活改善推進員協議会、西日本新聞社、KBC九州朝日放送、(社)日本ウォーキング協会、日刊スポーツ新聞社

(ニ) 協賛 富士通株式会社

(ホ) 協力 福岡中央労働基準監督署、福岡東労働基準監督署、福岡市医師会、筑紫医師会、糸島医師会、粕屋医師会、宗像医師会、福岡中央労働基準協会、福岡東労働基準協会、福岡中央地域産業保健センター、福岡東地域産業保健センター、(財)福岡市中小企業従業員福祉協会

(ヘ) 期日 平成16年3月14日(日)

午前 9時00分 受付開始

午前 9時30分 開会式

午前10時00分 15キロコース スタート

午前10時30分 10キロコ-ス スタ-ト
 午前11時00分 5キロコ-ス スタ-ト

(ク) コ-ス 福岡ド-ム(スタ-ト・ゴ-ル)周辺

(ケ) 申込方法 郵便振替または現金書留にて2月27日(金)までに申し込み

(コ) 参加料 (大人) 1,000円・(小・中・高校生) 500円
 (当日)(大人) 1,500円・(小・中・高校生) 500円

イ 福岡ド-ム内外における催し物の開催状況

福岡ド-ム内及び入場口において、次の催し物が行われていた。

(ア)福岡ド-ム内

a 実行委員会によるジャンケン大会

b 福岡市レクリエーション協会によるフォークダンス、3B体操(用具を使った健康体操)、大声大会、アートバルーン、靴飛ばしゲーム、大道芸、太鼓、マッサージなどの24種類のイベント (別添資料1(2)参照)

c 保健福祉局・保健福祉センターによる体力測定・パネル展示のPRコーナー

(イ)福岡ド-ム入場口

福岡中央労働基準協会による骨塩量測定・健康相談

ウ 参加者及びスタッフ人数

参加者及びスタッフ人数は次のとおりである。

参加者	事前申込者	2,599人
	当日申込者	143人
	無料申込者(小学生未満)	48人
	(参加者小計)	(2,790人)
スタッフ	ボランティア	425人 健康ウォークの会、食進会、レクリエーション協会等
	従事スタッフ	174人 市職員、(財)健康づくり財団職員等
	(スタッフ小計)	(599人)
	合計	3,389人

エ 第6回シティウォーク in ふくおかの参加者の状況

実行委員会が、参加者2,790名のうち、2,099名から得た情報に基づき、把握している参加者の状況は次のとおりである。

(ア) 参加者年代別割合

10歳未満	3.0%
10歳代	3.1%
20歳代	4.3%
30歳代	8.7%
40歳代	9.9%
50歳代	20.4%
60歳代	35.5%
70歳以上	14.2%
不明	0.7%

(イ) リピーターの参加回数の割合

2,099名のうち、53.0%がリピーターであり、そのリピーターの参加回数の割合は次のとおりである。

2回	34.1%
3回	26.6%
4回	16.9%
5回以上	22.4%

(ウ) 区別参加者割合

東区	9.9%
博多区	10.2%
中央区	9.8%
南区	13.9%
城南区	8.5%
早良区	12.9%
西区	8.7%
市外	26.1%

オ 「第6回シティウォーク in ふくおか」の決算状況について

「第6回シティウォーク in ふくおか」の決算状況については、実行委員会から市長あてに提出された「第6回シティウォーク in ふくおか 収支計算書」によると、以下のとおりである。

(単位 円)

収入

福岡市負担金	8,500,000	福岡市より
参加料	2,695,500	参加者より
協賛金	315,000	一般企業より
雑収入	1,018	
合計	11,511,518	

支出

会場借上料	4,515,000	
会場光熱水費等	1,663,657	
報償費	2,130,000	バッジ代・参加賞・司会謝礼
企画・運営委託費	1,749,195	
印刷消耗品費	705,060	ポスター・リーフレット・紙代等
広報費	210,000	新聞広告
保険料	110,000	傷害保険
通信運搬費	138,206	
食料費	290,400	ボランティア等の弁当・お茶代
合計	11,511,518	

(3) 「第6回シティウォークinふくおか」の開催に係る検討状況について

ア 開催に関する概況聴取等の状況

(ア) 福岡ドームで開催した理由

第1回大会を今津運動公園で開催したが、当日雨が降ったため、特に子供連れや高齢者からは大変な不評であった。また、アクセスが不便だったこと、中心部からはなれていたことなどから、参加者が西部中心で他の地区の参加が少なかった。

第1回の反省を基に、この大会はウォーキングのベテランばかりでなく、初心者やこれから始めようとする市民、また、高齢者・幼児・障害者の方々も気軽に参加でき、ウォーキングへのきっかけづくりの場の提供を目指しており、市内全域から参加しやすいこと、安全なコース設定が出来ること、魅力ある大会であること、雨天の場合でも安心して参加出来ること(雨天中止になりにくい、着替えがしやすいなど)等の体制を整える必要があるとの考えから、適切な場所の選定を行った結果、これらの条件を満たし、市民にとってスポーツの殿堂として親しまれている福岡ドームを会場に選定したものである。

また、福岡ドームの使用料については、平成14年度の第5回大会まで、市と福岡ドームの協定により無料(光熱水費などの実費を除く)となっていたが、この協定が廃止され平成15年度の第6回大会から有料となった。

しかしながら，平成14年3月に策定した「健康日本21福岡市計画」において，「1日30分以上速足で歩く人を50%以上」を成人期目標の一つにしていること，また，急速な高齢化社会の進展等に対応し，国民の健康の増進の総合的推進を図るため，平成15年5月「健康増進法」が施行されるなど，さらなる健康増進の充実が求められており，身近で手軽に誰でも出来る健康づくりとしてウォーキングの普及・推進はますます重要となっており，市民のウォーキングは定着時期にあり，シンポル的な大会である「シティウォーク in ふくおか」については，さらに充実・発展させる必要があるとの考えから，引き続き，これまで市民から好評を得ている福岡ドームで開催することとしたものである。また，その費用については，市民の健康づくりの推進の観点から，市民が参加しやすいよう，参加費のアップではなく，市において予算措置を行うこととしたものである。

(イ) 催し物を実施するために福岡ドームが必要と判断した理由

- a 「第6回シティウォーク in ふくおか」において，催し物を行う必要性は，第1点目として，体力測定・パネル展示・骨塩量測定などによって多くの参加者がより健康づくりに関心を深めていただく機会をつくる，第2点目として，フォークダンスや3B体操などで体を動かすことの楽しみを体験していただく，第3点目として，幼児から高齢者まで参加しているため，ウォーキングが終わった後も家族みんなで楽しむ，良き思い出づくりとして，第4点目として，次回も参加いただけることを期待して，行っている。
- b ジャンケン大会・フォークダンス・3B体操・整理体操等の体を動かすイベントでは，3千名の人数のため，広いスペースを必要とする。また，12時頃から最終者がゴールするまでの間，大道芸や大声大会等の各種催し物を同時に実施しているので，福岡ドームの広いスペースが必要である。また，雨天時の対応も可能である。
さらに検診機器や電源の確保を必要とするイベントもあるので，電気設備のない屋外では実施困難である。
- c 催し物をドーム以外の会場で実施した場合，天候の面，スペースの面，電源の面から，催し物の開催が制約される。
- d 9時半が開会式，10時が15キロ，10時半が10キロ，11時が5キロというように時間差でスタートしている。マラソンと違い，スタートに時間がかかるので，最終者がドームを出発するのは，11時半頃で，また12時には先頭者がゴールし始めるため，12時頃にはイベントを開始している状況で，常にドーム内の会場には多数の参加者がいる状態であるため，現行方式で大会を行うためには，テントの設営での開催は困難と考える。

(ウ) 福岡ドーム施設使用料が有料となった経緯

第2回から第5回大会までは、福岡ドーム施設使用料は「福岡ドーム公共使用に関する覚書」により、無料で使用できた。

しかしながら、平成13年12月20日付で、株式会社福岡ダイエー・リアル・エステート代表取締役社長名で福岡市あてに、平成14年7月1日以降に「福岡ドーム公共使用に関する覚書」を撤廃させていただきたい旨の通知がなされた。

その後、平成14年11月21日付で福岡市市民局スポーツ振興課長名で(財)福岡市健康づくり財団総務課長に対し、平成15年度以降の福岡ドームの利用については、個別に利用日程の調整を行うこととともに使用料等の必要額について予算措置を講じられたいとする旨の通知がなされていた。

イ 「第6回シティウォーク in ふくおか」の開催についての実行委員会における検討状況

福岡ドームの有料化に伴い、他の施設での開催が可能であるかどうかについて、平成14年の9月頃に、実行委員会事務局の職員が、会場の検討の過程において、マリンメッセ福岡や福岡国際センターなどの施設に関する状況を調査したが、開催予定期間に会場の空きがなく、コースの設定上の課題もあったことなどから、屋根付きの他の施設における開催は困難であると判断したということであった。

また、舞鶴公園等の野外の公園での開催も検討したが、催し物(イベント)の電源の確保の問題、多数の参加者が危険な道路を横断しなければならないなどの、コースの設定の問題があったこと、また、参加者と一般公園利用者を区分して実施することが困難であると考えられたことなどから、福岡ドームにおける開催が最適であると判断し、保健福祉局にその旨を伝えた。

ウ 保健福祉局の実行委員会に対する本件負担金の予算措置の経過について

(ア) 予算書作成における保健福祉局の対応

- a 本件負担金の予算要求の際において、保健予防課の職員が、実行委員会事務局の職員と協議を行い、平成14年10月に歩く健康づくり推進事業として、運営費負担3,000千円及び福岡ドーム利用相当額6,000千円を算定基準とする合計9,000千円の保健予防課の予算要求書が作成され、保健福祉局内の調整が行われた。
- b 保健福祉局における投資的経費予算要求として調整する中で、「施設使用料については検討すべき」として、本件負担金のうち6,000千円を要求額から削り、前年度と同額の3,000千円として要求することとなった。本件負担金の要求の

際に、財政課に対し、「これまでドームグラウンド部分は公共利用枠により無料で借りていたが、来年度から無料借上げは困難」という説明をしているとのことである。

そして、平成15年1月に、財政課長における当初査定において、予算要求額3,000千円に対して500千円がさらに減額され、2,500千円の査定を受けた。

なお、実行委員会に対する本件負担金の支出に関する決裁権者である保健医療部長は、この間担当部長として予算要求書の作成の経緯について承知しており、その後の経過等についても報告を受けている。

c 前記平成15年1月の査定に伴い、実行委員会事務局において、百道中央公園や各区での分散開催などについて検討も行ったが、雨天時への対応、安全で歩きやすいコースの確保、交通アクセス、催し物への対応、トイレや休憩場所の確保、シンボリックな大会として市民の参加推進などの点で福岡ドームが運営上最適と判断され、その後、実行委員会事務局である(財)福岡市健康づくり財団専務理事と保健医療部長との間において協議が行われている。

d このような経過を踏まえ、全市的レベルで安全に円滑な運営を行うためには福岡ドームの使用が望ましいとの判断を行い、その分の負担を参加者に求めるのではなく、市の負担金として対応することとし、その後、保健福祉局の財政局長復活要求において、「歩く健康づくり推進事業」(大規模ウォーキング大会)について運営費負担500千円、福岡ドーム利用相当額6,000千円として追加要求がなされた。

その理由については、財政局長に対する予算の復活要求を行うための調書によると次のような記載が見られる。

「シティウォーク in ふくおかについては、健康日本21福岡市計画において、「全市的な歩く健康づくりを進める中核事業」として位置づけており、計画推進のための重要な事業である。今年度までは福岡ドーム公共利用枠があり福岡ドーム使用料が無料であったが、来年度から有料になる。5,000人を超える参加者があり、この規模では開催場所が屋外であれば天候やトイレなど参加者の利便性が損なわれ、福岡ドームの使用なしに円滑な大会運営が難しい状況がある。また、市民にはドームでの実施が定着しており、福岡ドームでの実施が必要であると考え。事業運営については景気低迷等により、企業等からの協賛金が期待できず、参加者から徴収する参加料のみでは運営が困難な状況にある。大会実施団体である「シティウォーク in ふくおか実行委員会」に対し、運営経費及び大会実施における必要経費について従来どおりの負担を行いたい。また、15年度以降福岡ドーム公共利用枠が廃止になるが、引き続きドームでの大会開催を行う必要がありドーム使用料については本市が負担するもの。」

その結果、「歩く健康づくり推進事業」として8,500千円が認められた。

なお、保健医療部長は財政局長復活要求の際、担当部長として説明を行っている。

(1) 本件実行委員会負担金に関する市議会における説明状況等について

a 本件負担金については、平成15年度当初議会における予算案に含まれているが、同予算案の説明資料として提出された「一般会計及び特別会計予算案説明書」の211ページにおいて、「3款 保健福祉費，2項 保健衛生費，2目 健康増進対策費，19節 負担金，補助及び交付金」のうち、「1．健康づくり事業費負担金」として200，256千円が計上されている。

また、事業項目の説明としては、「2．健康づくり推進事業費 510，249千円」のうち、「イ 健康日本21計画推進事業費 72，036千円」との記載がみられる。

b また、平成15年度の保健福祉局所管事業に係る一般会計予算案のうち、平成15年2月27日及び同月28日に行われた条例予算特別委員会第2分科会においては、保健福祉局総務部総務課長が平成15年度当初予算案の説明を行っている。

その際、保健福祉局より第2分科会委員に配布された「平成15年度議案説明資料」によると、その22ページにおいて、「イ 健康日本21計画推進事業費 72，036千円」のうち、「(2) 歩く健康づくり推進事業費 8，500千円」の記載が見られる。

c その後、平成15年3月7日に条例予算特別委員会総会において平成15年度一般会計予算案が可決され、平成15年3月10日の本会議において、同予算案は原案どおり可決されている。

(4) 「第6回シティウォーク in ふくおか」実行委員会の会議の状況について

実行委員会の会議は、平成15年11月12日(水)16時より、健康づくりセンター(あいれふ)7階の第2研修室にて開催された。

この実行委員会の会議では、規約の制定、役員の選出、実施要項、予算等が審議された。ドームでの実施を前提に、大会を円滑に行うために、ボランティアの確保、当日の円滑な運営方策、参加PR、レクレーション、その他の執行について協議・議論がなされた。

また、前年に引き続きドームで開催すること及びドームが有料化したため市に予算措置をお願いしていること並びに新たに借上料を計上したこと、さらに、参加賞・バッジ代等の報償費が増額されたとの説明が行われ、原案どおり承認されている。

(5) 保健福祉局における本件負担金の交付手続きについて

ア 平成15年11月19日付で実行委員会から、負担金交付申請書を受け、平成15年11月21日に保健福祉局保健医療部保健予防課において実行委員会に対し、8，500千円について実行委員会からの申出を踏まえ、全額前払いとする旨の起案がなされ、保健医療部長

までの決裁のうえ，同局総務部総務課及び財政局財政部財政課の合議を受け，同年12月15日付で福保予第1177号により実行委員会に対し，交付金額を8,500千円とする負担金交付決定通知書が送付された。

なお，起案文書には交付理由として，「交付先である第6回シティウォーク in ふくおか実行委員会は，「第6回シティウォーク in ふくおか」を開催するために，福岡健康ウォークの会，福岡市，財団法人福岡市健康づくり財団等の関係団体で設立された団体である。本事業は，身近で手軽な健康運動として推奨されている「歩く」ことを再認識するために，広く市民に参加を呼びかけて開催するものであり，本市が健康づくり事業を展開するうえで，極めて有意義な事業であるため，当該団体に交付するものである。」との記載がみられる。

イ その後，平成15年12月26日に，実行委員会に対し，前払いで本件負担金8,500千円の支出が行われている。

ウ 「第6回シティウォーク in ふくおか」の実施後，平成16年3月31日に，実行委員会から福岡市長あてに提出された，本件負担金を確定させるための事業実績報告書が提出され，保健予防課において，同日付で本件負担金8,500千円と確定する内容の起案がなされ，保健医療部長までの決裁を受け，同日付福保予第1867号により，「第6回シティウォーク in ふくおか負担金確定通知書」が送付されている。

エ 上記負担金決定通知書及び「第6回シティウォーク in ふくおか」負担金の実施確定に関する決裁において，保健医療部長は，予算の範囲内における交付申請と精算であることを確認のうえ，決裁を行っている。

オ 本件負担金の交付決定に関する手続きにおいては，福岡市補助金交付規則に準じて行われていた。

(6) 「第6回シティウォーク in ふくおか」参加記念品について

平成16年3月31日に実行委員会から福岡市長あてに提出された事業実績報告書に添付された収支決算書によると，会場借上料が「4,515,000」円との記載が見られた。

また，（財）福岡市健康づくり財団における契約関係書類によると，ドームの使用料が6,000千円（税抜き）から1,700千円減額されて請求されていることが認められた。

なお，参加者の利便を考慮して，参加記念品として1本477円のマフラータオルが合計約1,700千円で購入されていた。

3 監査委員の判断

(1) 本件負担金に係る交付の決定が違法又は不当であるかという点について

ア 請求人の主張についての判断

(ア) 参加者がウォーキング中にはドームは全く使用されていないという点について

実行委員会事務局及び保健福祉局の関係職員によると、「9時半が開会式、10時が15キロ、10時半が10キロ、11時が5キロというように時間差でスタートしている。マラソンと違い、スタートに時間がかかるので、最終者がドームを出発するのは、11時半頃で、また12時には先頭者がゴールし始めるため、12時頃にはイベントを開始している状況で、常にドーム内の会場には多数の参加者がいる状態」と述べている。

上記の説明を踏まえると、参加人数が約3千人近くあり、ウォーキングのスタートが10時から11時まで3回に分けて行われていたことから見ても、参加者がウォーキング中にはドームは全く使用されていないとは考えられない。

(12ページ及び別添資料1(3)参照)

(イ) 「イベントもテントの設営で十分対応できるもの」という点について

実行委員会事務局関係職員及び保健福祉局によると、「ジャンケン大会・フォークダンス・3B体操・整理体操等の体を動かすイベントでは、3千名の人数のため、広いスペースを必要とする。また、12時頃から最終者がゴールするまでの間、大道芸や大声大会等の各種催し物を同時に実施しているので、福岡ドームの広いスペースが必要である。また、雨天時の対応も可能である。さらに検診機器や電源の確保を必要とするイベントもあるので、電気設備のない屋外では実施困難である。」と述べている。

また、「催し物をドーム以外の会場で実施した場合、天候の面、スペースの面、電源の面から、催し物の開催が制約される。」、「9時半が開会式、10時が15キロ、10時半が10キロ、11時が5キロというように時間差でスタートしている。」及び「常に会場には参加者がいる状態であるため、現行方式で大会を行うためには、テントの設営での開催は困難と考える。」と述べている。

以上の説明からすると、催し物(イベント)実施のために実行委員会が福岡ドームを使用することが必要であると判断したことには理由があり、常に会場には参加者がいる状態であるため現行方式で大会を行うためにはテントの設営での開催は困難であるという説明は、是認されるものと考えられる。

(12ページ参照)

(ウ) 「他のウオ - キング大会と同様にテントを張るなどで対応できることであり、500万円の会場使用料を払うことについての費用対効果を検討しておらず当該補助金の支出については、地方自治法第2条14項の「最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に違反する」という点について

a 福岡ドームの有料化に伴い、他の施設での開催が可能であるかどうかについて、平成14年の9月頃に、実行委員会事務局の職員が、会場の検討の過程において、マリメッセ福岡や福岡国際センターなどの施設に関する状況を調査したが、開催予定期間に会場の空きがなく、コースの設定上の課題もあったことなどから、屋根付きの他の施設における開催は困難であると判断したということであった。

また、舞鶴公園等の野外の公園での開催も検討したが、催し物(イベント)の電源の確保の問題、多数の参加者が危険な道路を横断しなければならないなどの、コースの設定の問題があったこと、また、参加者と一般公園利用者を区分して実施することが困難であると考えられたことなどから、福岡ドームにおける開催が最適であると判断し、保健福祉局にその旨を伝えている。

さらに、市の予算要求の際に、実行委員会事務局において、百道中央公園や各区での分散開催などについて検討も行ったが、雨天時への対応、安全で歩きやすいコースの確保、交通アクセス、催し物への対応、トイレや休憩場所の確保、シンボリックな大会として市民の参加推進などの点で福岡ドームが運営上最適と判断され福岡市と協議が行われている。

b また、「第6回シティウォーク in ふくおか」の本件負担金については、平成15年度の予算要求の中で「施設使用料については、検討すべき」として、本件負担金のうち、福岡ドーム使用料相当額6,000千円を要求額から削り、保健福祉局において検討が行われているが、その際、前述の実行委員会の事務局における検討内容を踏まえて、参加者数から見て開催場所が屋外であれば、天候やトイレなど参加者の利便性が損なわれ、福岡ドーム使用なしに円滑な大会運営が難しい状況があること等の理由から、「全市的レベルで安全に円滑な運営を行うためには福岡ドームの使用が望ましい」との判断に基づき、6,000千円の追加要求を行い、「歩く健康づくり推進事業」として8,500千円を含めた予算案が作成され、議会の議決を経て、市の予算として成立している。

以上のような経過によれば、本市の予算案の作成の過程において実行委員会の他の施設及び公園や分散開催などの比較検討を踏まえ、福岡ドームを使用することが望ましいと判断されたことには合理的理由が認められる。

c したがって、本件負担金に係る交付決定については、地方自治法第2条第14項の規定に違反するとは解されない。

(13及び14ページ参照)

イ 本件負担金の交付決定における保健医療部長の判断について

「第6回シティウォーク in ぷくおか」の開催経費として本件負担金を実行委員会に交付することについては、本市の施策に合致したものであり、「全市的なレベルで安全に円滑な運営を行うためには福岡ドームの使用が望ましい」との本市の考え方には相当の理由が認められ、本市の方針に従って保健医療部長が行った本件負担金に係る交付決定については妥当と考えられる。

また、保健医療部長が交付決定の決裁を行うに当たり、決裁書に添付されていた実行委員会から提出された予算書、収支計算書等の関係書類をみても、本件負担金交付決定が違法、不当と認められる事項は見当たらなかった。

したがって、本件負担金の交付決定をした保健医療部長の判断について違法、不当な点は認められない。

(2) 市の損害が発生し、または、発生する可能性について

以上の検討から明らかとなっており、本件負担金の交付決定に関し、違法又は不当な点は認められないことから、本市に損害発生し、または、発生するおそれがあるとは考えられない。

また、本件負担金の交付決定に関し、担当職員において、本市に損害を与えたような事実も認められなかった。

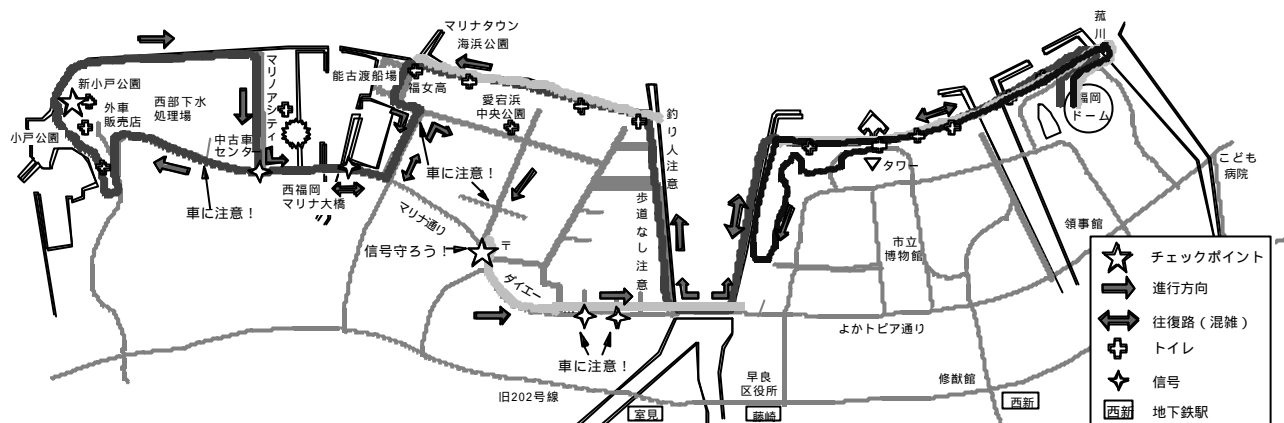
以上の検討を踏まえ、当該負担金について、保健医療部長及び公金支出を行った担当職員に対し、損害を補填するための措置を講じる必要は認められず、請求人の請求については、理由がないものと判断する。

なお、負担金については、今後とも、経済的、効率的な執行に努められたい。

- 別添資料 1 (1) 「第6回シティウォーク in ぷくおか」コース図
(2) 福岡市レクリエーション協会による24種類の催し物(イベント)
(3) 当日進行予定表
(4) 他のウォーキングイベント
- 別添資料 2 「第6回シティウォーク in ぷくおか」実行委員会規約 (抜粋)

別添資料 1

(1) 「第6回シティウォーク in ぶくおか」コース図



(2) 福岡市レクリエーション協会による24種類の催し物(イベント)

	団体名	内容
1	社団法人 日本3B体操協会	マッサージ等
2	日本ケアピクス研究会	体操
3	ユニカール協会	ユニカール
4	福岡東レククラブ	大声大会
5	百道レククラブ	フリスビーでのゲーム
6	ユニークレク	キンボール
7	さわらレク	アートバルーン
8	8レク	靴飛ばしゲーム
9	10レク	参加者送迎
10	11レク	大道芸
11	有田太鼓	太鼓
12	福岡YMCA	足形記念
13	フォークダンス部会	フォークダンス
14	コカリナ	演奏
15	ウォークラリー部会	送迎隊
16	お手玉 クラフト	マッサージ
17	はかたスポーツサークル	インディアカ
18	TAMA元気ピクス工房	ダンス
19	ペタンク協会	ニチレクボール
20	福岡医健専門学校	健康診断
21	福岡市スポーツチャンバラ協会	体験
22	メリーメイト	送迎
23	人材開発活用委員会	ステージ構成
24	事業委員会	全体及びグラウンド担当

(3) 当日進行予定表

09:00 受付開始
09:30 開会式
09:45 15km 健康運動指導士による諸注意・ウォーミングアップ
10:00 " スタート
10:15 10km 健康運動指導士による諸注意・ウォーミングアップ
10:30 " スタート
10:45 5km 健康運動指導士による諸注意・ウォーミングアップ
11:00 " スタート
12:00 レクリエーション協会イベント開始
13:00 ジャンケン大会開始
14:30 レクリエーション協会イベント終了
15:00 閉会

12時頃から先頭者がゴール，15時頃に最終者がゴール。

(4) 他のウォーキングイベント

第7回久留米つつじマーチ

平成16年4月17・18日

参加者 のべ10,405人（読賣新聞による）

参加費用 事前 1,500円，当日 2,000円

主催 久留米市 他

会場 久留米市中央公園発着

コース 5・10・20・40キロ

催し物 ステージイベント

第2回緑の健康ウォーク in ふくおか

平成16年4月29日

参加者 不明

参加費用 200円

主催 西日本新聞・西日本スポーツ

会場 かしいかえん発着（御島崎海岸～みなと100年公園など）

コース 7・15・18キロ

催し物 不明

ピンクリボンウォーク 2004 福岡

平成16年4月10日

参加者 約1,200人（RKBニュースによる）

参加費用 1,000円

主催 ハッピーマンマ～乳がんから女性を守る会～

会場 舞鶴公園発（大濠公園周辺）

コース 2・5・10キロ

催し物 マンモグラフィ無料検診